

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

高級ブランド買収型の海外志向 増 今年前半 ブランド依存型から脱皮

今年上半期の経済界の大きな話題といえば、海外の高級ブランド企業と国内企業との間を巡る買収やライセンス解消の事例だろう。

サントリーがアメリカ蒸留酒最大手ビーム社を1.6兆円で買収して、その後の舵取りをローソン会長・新浪剛史氏に任せるヘッドハンティングもした。これは国内から海外へというブランド戦略の転換型の典型だ。数年前、製紙会社や飲料大手がM&Aを仕掛けたケースがあったが二つとも失敗、一つはサントリーが関係した。イギリスバーバリー社とアパレル大手の三陽商会が約40年にわたるライセンス契約を来年6月で解消するが、「次の手」を模索して市場では混乱が収まらない。ドイツ・アディダス使用の国内スポーツ用品デサントは15年前の契約解消後の教訓から、イギリスなどのブランドそのものを買収して、アジア市場に乗り出している。三陽商会もデサントも、国内向けに日本人好みを商品開発で貢献してきたが結実しなかった。ライセンス契約は、素早く日本市場を開拓できる手法として欧米のブランド権利者には絶好の的。契約する日本企業も、自らブランドを育てずに国内市場で優位に立つ利点があった。90年代には大衆化しブランドを死守したい権利者は危機管理を強めている。大手商社のブランド戦略も、自ら海外ブランドを買収する事例が目立つ。商社は他社のライセンス解消の教訓から契約に縛られない長期戦略が特徴だ。

税務会計

交際費50%損金算入の適用時期に注意 事業年度等をベースとした適用関係

2014年度税制改正では、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、適用期限を2015年3月31日まで2年延長するとともに、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く)であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されている接待飲食費については、その額の50%を損金に算入できる制度が盛り込まれた。

同制度においては、中小法人に限らず、これまで支出する交際費等の全額が損金不算入とされていた大法人も適用できることから、接待飲食の場が広がるが見込まれている。

しかし、経理担当者として気を付けたいのが、その適用関係である。同制度の適用時期は、法人の2014年4月1日以後開始する事業年度の法人税について適用されることから、結果として、その事業年度が開始している法人の支出する接待飲食費が対象となる。

したがって、その法人の事業年度等をベースとした適用関係であり、接待飲食費の支出ベースでの適用関係とはならないことから、今年4月1日以後に支出をした接待飲食費であっても、その支出をした日の属する事業年度等が今年4月1日前に開始した事業年度である法人の場合には適用されず、交際費等の範囲から除外することはできないことになる。特に新たに適用される大法人の経理担当者は注意したいところだ。

今週のキーワード

商社の ブランド戦略

三井物産は米紳士服ブランド「ポール・スチュアート」の直営店を来年、ワシントンに出店。1975年に輸入開始、91年にブランド権利を持つ米国企業とライセンス契約を結び、日本人向けの商品企画を開始。欧米ファッションブランドを100以上展開する伊藤忠商事は輸入販売やライセンス契約を続けながらブランド取得を進める。住友商事もイタリアの「ナラカミーチェ」など2ブランドを取得した。